

裁 決 書

審査請求人

筑紫野市石崎一丁目1-1

処 分 庁 筑紫野市長

上記審査請求人（以下「審査請求人」という。）から令和元年6月26日付けで提起のあった上記処分庁（以下「処分庁」という。）による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第78条の規定に基づく費用徴収決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決します。

主 文

本件処分を取り消します。

事案の概要

本件審査請求は、審査請求人が貸付けを受けた金額（以下「貸付金」という。）の収入申告を行わず不正に生活保護費を受給したとして、処分庁が令和元年6月10日付けで行った本件処分について、その取消しを求めるものです。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるもので、審査請求人は、その理由として次のとおり主張しています。

(1) 本件が法78条の規定によるとの法令の解釈適用は誤りである。

から融資を受けていたことは事実であり、同事実を申告していなかったことも事実であるが、それが「不実の申請」というのは誤りである。

かつ、徴収金額3,850,000円というのも誤りである。同社の貸付方法の特殊性に鑑みれば、審査請求人がそのような金額を借りていないことはその貸付限度額からしても明らかである。

- (2) から、限度額400,000円までの枠の中で貸付けを受けていた。

たとえば、手元に60,000円持参して、これを返済する。10,000円が利息とされ、50,000円が元金の返済に充当される。その結果、貸金の元金は350,000円となり、限度額400,000円に対し50,000円の枠ができる。

はこの50,000円を新たに貸与することになる。しかし、審査請求人は60,000円持参して50,000円を貸されるだけであるから、実際には利息分10,000円を支払うのみである。

- (3) の貸付方法が追加融資ではなく、全額融資の形式をとっていたこと。

追加貸付を受ける際には400,000円との差額の現金を受け取っていたが、の帳簿（取引明細）上は、いったん残高を完済して新たに400,000円貸し付けたという形式になっている。

の取引明細の一部で説明すると、平成30年2月1日時点での借入残高は330,947円となっている。

そして2月2日、400,000円の現金を受領したことになっているが、実際は限度額400,000円までの借入枠400,000円－330,947円＝69,053円をから追加貸付で現金を受領したにすぎない。

にもかかわらず、の取引明細では、いったん残高330,947円を完済して新たに400,000円を貸し付けたことになり、審査請求人は累計800,000円の貸付けを受けたことになっている。

原処分は、このの形式的な取引方法に依拠して審査請求人が800,000円の貸付けを受けたとし、それを全額収入認定している。しかし、実際には前記のとおり、実質的に金69,053円の追加貸付との計469,053円しか貸付けを受けていない。

実際には現金69,053円しか追加で貸付けを受けていないにもかかわらず、が合計800,000円貸し付けたというような特殊な取引方法の記載をしている。

以上より、原決定は、の形式的な取引明細のみに依拠し、実際の取引実態を無

視しており、審査請求人にとって過酷な事態の把握・法の解釈運用となっている。

- (4) いずれにせよ、本件について、法第78条の悪質性を認めるのは誤りであり、法第63条の返還金扱いとすべきである。

2 処分庁の主張

処分庁の主張は、本件審査請求を棄却するよう求めるもので、その理由は次のとおりです。

(1) 本件処分に至るまでの経緯

ア 平成31年3月19日、審査請求人が筑紫野市役所に来庁、生活保護受給者証の発行依頼があった。当該証明書の使用目的は法テラスへの提出、法テラスの利用は貸付けを受けていたことについての相談であることを確認した。当該貸付けを受けていたことについて申告がなかったため、今後貸し付けた事業者や金額等について確認することと生活保護費が過払いとなっている分について返してもらう可能性がある旨を伝えた。

イ 同年4月18日、審査請求人より引越しの件で電話があった。このとき、貸付けの返済について相談している弁護士事務所（以下「弁護士事務所」という。）へ貸付けを受けた金額等を確認する旨を伝えた。

ウ 同月19日、弁護士事務所に審査請求人の貸付けの件で電話した。弁護士事務所から、審査請求人に書類を渡すのでそれを確認してほしい旨話があった。

エ 同月22日、審査請求人が筑紫野市役所へ来庁し、弁護士事務所から届いた書類を提示した。

オ 同月24日、弁護士事務所へ電話し、同月22日に審査請求人が持参した書類に記載の貸付けの金額について確認したところ、現在だけで言えば400,000円だが、半年ごとに貸付けを受けており、平成24年9月から平成31年1月までの総額は4,450,000円である旨話があった。

カ 同月25日、審査請求人宅を訪問し今までの貸付けの総額が4,450,000円である旨伝え、また、返す対象となる金額については、貸付けを受けた期間に支給した生活保護費と審査請求人の世帯にかかった医療費及び介護費も入れて算定する旨と、貸付けを受けたお金や仕送り等は収入認定し、その収入について発生した日にさかのぼり返してもらう旨改めて伝えた。

キ 令和元年6月10日、処分庁は、審査請求人に対し、本件処分を行った。

(2) 審査請求書記載事実の認否

「本件が法第78条の規定によるとの解釈適用は誤りである」、「それが「不実の申

請」というのは誤りである」、「かつ、徴収金額3,850,000円というのも誤りである」、「審査請求人がそのような金額を借りていないことはその貸付限度額からしても明らかである」については否認する。理由は、貸付けを受けていた平成24年9月から平成31年1月までの間、提出された収入状況申告書に貸付けを受けていること及び金額の記載がないこと自体が「不実の申請」であって、「本件が法第78条の規定によるとの解釈適用」は誤りではない。また、取引明細リスト中、取引区分が貸付けの取引金額のうち時効による消滅分を除く平成26年度8月以降の合計金額が3,850,000円であり、当該金額の妥当性については法律事務所に確認の上、徴収金額を決定しており、「徴収金額3,850,000円」の貸付けを受けていないとは言えない。

(3) 本件処分の理由

審査請求人は、生活保護を受給中に貸付業者より貸付けを受け、返済ができなくなり弁護士へ相談したことが生活保護受給者証の利用目的により判明した。また、詳細について調査した結果、審査請求人は貸付業者より平成24年9月から最終貸付日の平成31年1月までに総額4,450,000円の貸付けを受けていたことが判明した。

このことは、法第61条に規定する届出の義務に抵触し、不実の申請により不正に生活保護費を受給していたことになるため、時効による消滅分を除く平成26年8月以降に貸付けを受けた金額3,850,000円を法第78条に基づき徴収することとした。

理 由

1 認定した事実

審理関係人の主張及び審理関係人から提出された書類等から次の事実が認められます。

- (1) 平成19年5月18日、筑紫野市福祉事務所長（以下「福祉事務所長」という。）は審査請求人に対し、法に基づく保護を開始したこと。
- (2) 平成25年2月26日、担当ケースワーカーは、審査請求人及びその夫と面談し、審査請求人の夫が署名した「生活保護法第61条に基づく収入の申告について（確認）」（以下「確認書」という。）を受領したこと。また、確認書には、申告が必要な収入として「金融機関（銀行・消費者金融など）、親族・知人などから借り入れをしたとき。」という項目があり、同項目のチェック欄には印が付いていること。
- (3) 平成26年11月28日から平成31年2月7日まで、審査請求人世帯は、審査請求人の夫の名前で福祉事務所長に対し収入状況申告書を14枚提出しており、いずれの収入状況申告書にも~~返済~~からの貸付金による収入の申告はないこと。

(4) 平成31年3月19日、処分庁は、審査請求人が~~平塚市~~から貸付けを受けていたこと及び当該貸付金について福祉事務所長に対し収入申告していなかったことを確認したと。

(5) 同年4月22日、審査請求人が筑紫野市役所に来庁し、弁護士事務所から届いた書類(取引明細リスト)を提示したこと。また、同書類より、審査請求人の貸付金について、以下のとおり確認できること。

ア	平成24年9月21日	50,000円
イ	平成25年2月20日	120,000円
ウ	平成25年8月13日	210,000円
エ	平成26年2月3日	220,000円
オ	平成26年8月4日	300,000円
カ	平成27年2月2日	350,000円
キ	平成27年8月7日	400,000円
ク	平成28年2月2日	400,000円
ケ	平成28年8月3日	400,000円
コ	平成29年2月3日	400,000円
サ	平成29年8月4日	400,000円
シ	平成30年2月2日	400,000円
ス	平成30年8月2日	400,000円
セ	平成31年1月9日	400,000円
ソ	合計	4,450,000円
タ	うち時効分(ア～エ)	600,000円
チ	うち時効分以外(オ～セ)	3,850,000円

(6) 平成31年4月22日、審査請求人は処分庁に対し、保護中の貸付けを本来は受けていけなかったことは理解していたと伝えたこと。また、貸付金の用途について、審査請求人の夫への腕時計や衣類の購入に費消したと回答したこと。

(7) 令和元年6月10日、処分庁は(5)のチの貸付金総額3,850,000円について、法第78条の規定による費用の徴収を決定する本件処分を行ったこと。

(8) 同月26日、審査請求人は本件審査請求を提起したこと。

(9) 同年11月20日、審理員は審査請求人に対し、行政不服審査法第33条の規定に基づき、~~平塚市~~から貸付けを受ける際に交わした契約書及び審査請求人と~~平塚市~~との間の実際の取引実態を示す資料の提出を求めたこと。

(10) 同月26日付けで、審査請求人は審理員に対し物件送付通知書を提出したこと。

物件送付通知書には、「審査請求人の手元には資料は存在しない。審査請求人が弁護士に依頼して、~~〇〇〇〇~~に対し契約書の写し等の送付を求めたところ、同社からは取引履歴だけが送付されてきたものである。これ以外に提出を求められた物件で、審査請求人が所持するものはない。」と記載されており、審査請求人が提出した物件には、審査請求人と~~〇〇〇〇~~との間の実際の取引実態を示すものは提出されなかったこと。

2 本件処分に係る法令等の規定について

- (1) 憲法第25条第1項は、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と定め、これを受け、法第1条は「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と定めています。
- (2) 法第4条第1項は、保護の補足性に関し、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる旨を定めています。
- (3) 法第61条は、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所にその旨を届け出なければならないとしています。
- (4) 法第78条第1項は、不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができると定めています。
- (5) 地方自治法第236条第1項は、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、これを行することができる時から5年間行使しないときは、時効によって消滅すると定めています。
- (6) 法に基づく生活保護の実施に係る事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する法定受託事務であり、当該事務は、法令のほか、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知）等に基づいて行われています。これらの国

からの通知は、法定受託事務の処理基準と位置づけられています。

(7) そのほかにも生活保護担当職員用の手引書として生活保護手帳別冊問答集（以下「問答集」という。）が出されており、これも活用しながら、生活保護の事務が行われています。

(8) 次官通知第8の1の(1)は、要保護者が保護の開始又は変更の申請をしたときのほか、次のような場合に、当該要保護者の収入に関し、申告を行わせることと定めています。

ア 略

イ 当該世帯の収入に変動のあったことが推定され又は変動のあることが予想されるとき。

また、同(2)は、収入に変動があるときの申告については、あらかじめ被保護者に申告の要領、手続等を十分理解させ、つとめて自主的な申告を励行させることとしています。

(9) 次官通知第8の3の(3)は、収入として認定しないものを以下のとおりとしています。

ア、イ 略

ウ 他法、他施策等により貸し付けられる資金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額

エ 自立更生を目的として恵与される金銭のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額

オ～チ 略

(10) 次官通知第8の3の(5)のウは、他法、他施策等による貸付金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額の償還金について、真に必要なやむを得ないものに限り、必要な最小限度の額を必要経費として認定して差し支えないと定めています。

(11) 局長通知第8の2の(3)は、貸付資金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられることにより収入として認定しないものは、次のいずれかに該当し、かつ、貸付を受けるについて保護の実施機関の事前の承認があるものであって、現実に当該貸付の趣旨に即し使用されているものに限ることと定めています。

ア 事業の開始又は継続、就労及び技能修得のための貸付資金

イ 次のいずれかに該当する就学資金

(ア) 高等学校等就学費の支給対象とならない経費(学習塾費等を含む。)及び高等学校等就学費の基準額又は学習支援費でまかないきれない経費であって、その者の就学のために必要な最小限度の額

(イ) 高等学校等で就学しながら保護を受けることができるものとされた者の就労や早期の保護脱却に資する経費にあてられることを保護の実施機関が認めた場合に

において、これに必要な最小限度の額

- (9) 大学等への就学のため、第1の5による世帯分離又は、大学等への就学にあたり居住を別にすることが見込まれる世帯について、大学等への就学後に要する費用にあてるための貸付資金

ウ 医療費又は介護等費貸付資金

エ 結婚資金

オ 国若しくは地方公共団体により行なわれる貸付資金又は国若しくは地方公共団体の委託事業として行なわれる貸付資金であつて、次に掲げるもの

- (7) 住宅資金又は転宅資金

- (イ) 老人若しくは身体障害者等が、機能回復訓練器具及び日常生活の便宜を図るための器具又は災害により損害を受けた者が、当該災害により生活基盤を構成する資産が損なわれた場合の当該生活基盤の回復に要する家具什器を購入するための貸付資金

- (ロ) 配電設備又は給排水設備のための貸付資金

- (ハ) 国民年金の受給権を得るために必要な任意加入保険料のための貸付資金

- (ニ) 日常生活において利用の必要性が高い生活用品を緊急に購入するための貸付資金

- (ホ) 厚生年金の受給権を得たために支払う必要が生じた共済組合等から過去に支給された退職一時金の返還のための貸付資金

- (12) 問答集問13の1答は、法第78条による徴収を行うことが妥当な場合として、次のものを挙げています。

ア 略

イ 届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき

ウ 届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったとき

エ 略

- (13) 問答集問13の22答は、法第78条にいう「その費用の全部又は一部」という文言について、「その費用の全部」とは支給した保護費の全額が不正受給である場合を言い、「その費用の一部」とは支給した保護費のうち一部が不正受給である場合を言うものであり、徴収額は不正受給額を全額決定するものであり、実施機関の裁量の余地はないとしています。

- (14) 「生活保護行政を適正に運営するための手引について」(平成18年3月30日付け

社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。) IVの4の(1)は、法第78条の「不実の申請その他不正な手段」について、積極的に虚偽の事実を申し立てることはもちろん、消極的に事実を故意に隠蔽することにも含まれるとしています。

また、同(2)のウは、法第78条を適用することが妥当な場合として、上記(1)と同様の例を掲げるとともに、被保護者が届出又は申告を怠ったことに故意が認められる場合は、保護の実施機関が社会通念上妥当な注意を払えば容易に発見できる程度のものであっても法第63条でなく法第78条を適用すべきであるとしています。

3 判断

(1) 本件処分における法第78条の適用について

法第61条では、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所にその旨を届け出なければならないとされています。

生活保護受給者が保護受給中に借り入れた借入金について、法第4条第1項にいう「その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの」及び法第8条第1項にいう「その者の金銭又は物品」とは、被保護者が、その最低限度の生活を維持するために活用することができる一切の財産的価値を有するものを含むと解され、法は、「その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの」及び「その者の金銭又は物品」について特に限定をしておらず、将来返済が予定されている借入金についても、当該借入れによって、被保護者の最低限度の生活を維持するために活用可能な資産は増加するのであるから、保護受給中に被保護者が借入れをした場合、これを原則として収入認定の対象とすべきであるとされています(札幌地方裁判所平成20年2月4日判決・裁判所ウェブサイト参照)。

また、法第78条第1項は、不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するとしています。また、課長通知では、法第78条の「不実の申請その他不正な手段」には、積極的に虚偽の事実を申し立てることはもちろん、消極的に事実を故意に隠蔽することにも含まれるとされ、被保護者が届出又は申告を怠ったことに故意が認められる場合は、保護の実施機関が社会通念上妥当な注意を払えば容易に発見できる程度のものであっても法第63条でなく法第78条を適用すべきであるとされています。

以上を踏まえ本件についてみていくと、処分庁の担当ケースワーカーは審査請求人及びその夫と面談し、審査請求人の夫が署名した確認書を受領しています。また、審査請

求人は処分庁に対し、保護中の貸付けを本来は受けていけなかったことは理解していたと伝えています。

また、審査請求人世帯は、平成26年11月28日から平成31年2月7日までの間に収入申告書を14枚処分庁に提出していますが、いずれの収入申告書にも~~返済金~~からの貸付金の記載はありません。

これらのことから、審査請求人は、貸付金について、法第61条に基づき収入申告が必要であることを理解していたにも関わらず、複数回に渡り収入として申告しておらず、消極的に事実を故意に隠蔽したといえるので、法第78条における不実の申請その他不正な手段により保護を受けたものに該当するといえます。

なお、局長通知第8の2の(3)では、貸付資金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられることにより収入として認定しないものは、事業の開始又は継続、就労及び技能修得のための貸付資金や就学資金等に該当するものであり、貸付けを受けるについて保護の実施機関の事前の承認があるものであって、現実に当該貸付けの趣旨に即し使用されているものに限ることとされています。

しかしながら、本件においては、貸付金の用途が審査請求人の夫への腕時計や衣類の購入とされており、保護の実施機関である福祉事務所長が当該貸付金を事前に承認した事実はないことを踏まえると、当該貸付金を収入として認定しないものとしてみることはできません。

したがって、本件において、処分庁が、審査請求人の未申告の貸付金について、法第78条に基づく費用徴収が必要であると判断し、本件処分を行ったことについて、違法又は不当な点はありません。

(2) 本件処分における費用徴収額の決定について

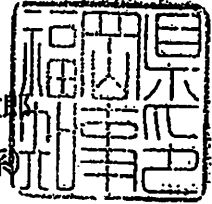
問答集問13の22答は、法第78条に基づく徴収金について、不正受給額全額であり、実施機関の裁量の余地はないとしています。

本件処分における不正受給額の認定について、処分庁は審査請求人が処分庁に提出した取引明細リストに記載された貸付金額の合計(4,450,000円)から時効分(600,000円)を控除した3,850,000円であるとしています。当該取引明細リストによれば、審査請求人は、平成31年1月9日に342,146円を返済し、同日400,000円を借り入れたとされており、同日に審査請求人が受領した貸付金の金額は、400,000円ではなく57,854円であると認められます。他の貸付けについても同様であり、同一日に返済と貸付けが行われていることから、審査請求人が実際に受領した貸付金の額は、処分庁の認定額と乖離しているものと認められま

す。よって、処分庁による費用徴収決定額の決定には誤りがあるといわざるを得ません。
以上のとおり、本件審査請求には理由があるので、行政不服審査法（平成26年法律第
68号）第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決します。

令和5年6月6日

福岡県知事 服部 誠太郎
(保護・援護課保護指導係)



福岡県知事